

平成 22 年度

沖繩県健全化判断比率審査意見書

沖繩県資金不足比率審査意見書

沖 繩 県 監 査 委 員

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県監査委員 又吉 春三

沖縄県監査委員 幸地 啓子

沖縄県監査委員 嘉陽 宗儀

沖縄県監査委員 具志 孝助

平成22年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び
沖縄県資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成22年度沖縄県健全化判断比率及び沖縄県資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、別添のとおり意見書を提出します。

目 次

平成22年度沖縄県健全化判断比率審査意見書	1
健全化判断比率の概要	2
平成22年度沖縄県資金不足比率審査意見書	9
資金不足比率の概要	10
(参考)	
1 用語の説明	11
2 比率算定の対象となる範囲	12

平成 22 年度沖縄県健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 23 年 7 月 29 日付け総財第 787 号をもって審査に付された平成 22 年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、平成 21 年度決算に係る将来負担比率について、122.7 % から 120.0 % へ修正する審査の依頼があったため、審査を行ったところ、修正後の比率は適正なものとして認められた。

記

健全化判断比率	平成 22 年度 (%)	平成 21 年度 (%)	比較増減 (△)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
①実質赤字比率	—	—	—	3.75	5
②連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	20
③実質公債費比率	11.2	11.4	△ 0.2	25	35
④将来負担比率	99.3	120.0	△ 20.7	400	—

- (注) ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示している。
 ・連結実質赤字比率の財政再生基準は、3 年間の経過措置により、平成 20 年度決算及び 21 年度決算は 25 %、22 年度決算は 20 %、23 年度決算以降は 15 % となっている。
 ・平成 21 年度将来負担比率については、修正後の数値である。

4 審査の意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため算定されない。

実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準に達していない。収入に対する借金返済額の割合を示す実質公債費比率は、前年度に比べ 0.2 ポイント改善している。

しかしながら、一般会計等の県債残高は前年度に比べ 165 億 3,500 万円増加し、6,800 億 3,400 万円となっており、将来の財政負担を抑制する観点から、今後の県債の発行に当たっては、慎重に対応していただきたい。

健全化判断比率の概要

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合は、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らねばならない。

1 実質赤字比率の状況

(1) 実質赤字比率とは

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計等」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

平成22年度	平成21年度	比較増減(△)
-	-	-

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{(-)}{(352,233,209 \text{ 千円})}$$

(3) 一般会計等の実質収支

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計が赤字の場合は、その赤字額が実質赤字額となるが、各会計の実質収支額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

(千円)			
会計名	平成22年度	平成21年度	比較増減(△)
一般会計	3,922,408	1,991,410	1,930,998
沖縄県農業改良資金特別会計	357,577	310,380	47,197
沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計	0	0	0
沖縄県中小企業振興資金特別会計	397,364	37,488	359,876
沖縄県下地島空港特別会計	126,948	116,855	10,093
沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
沖縄県所有者不明土地管理特別会計	134,225	136,159	△1,934
沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計	780,015	735,479	44,536
沖縄県林業改善資金特別会計	33,385	23,654	9,731
沖縄県産業振興基金特別会計	36,575	23,073	13,502
沖縄県公共用地先行取得事業特別会計	2,697	2,698	△1
合計	5,791,194	3,377,196	2,413,998

(注) 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したもの。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は 5,791,194 千円の黒字で、前年度と比較すると、一般会計で 1,930,998 千円増加したこと等のため、2,413,998 千円増加(増加率 71.4%)している。

2 連結実質赤字比率の状況

(1) 連結実質赤字比率とは

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減 (△)
—	—	—

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{(-)}{(352,233,209 \text{ 千円})}$$

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営事業に係る特別会計の資金不足額・資金剰余額を合計した額が赤字の場合は、その赤字額が連結実質赤字額となるが、この実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

(千円)

会 計 名	平成22年度	平成21年度	比較増減 (△)
一般会計等の実質収支額	5,791,194	3,377,196	2,413,998
公営事業の資金不足額 (△)			
沖縄県駐車場事業特別会計	1,699	235	1,464
沖縄県水道事業会計	11,129,465	9,303,023	1,826,442
沖縄県工業用水道事業会計	808,294	811,926	△ 3,632
沖縄県病院事業会計	5,436,928	1,729,462	3,707,466
沖縄県下水道事業特別会計	294,647	224,885	69,762
沖縄県自由貿易地域特別会計	3,246	2,537	709
沖縄県中央卸売市場事業特別会計	11,348	4,605	6,743
沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	52,642	44,436	8,206
沖縄県中城湾港 (新港地区) 整備事業特別会計	18,990	30,953	△ 11,963
資金剰余額			
沖縄県中城湾港 (新港地区) 臨海部土地造成事業特別会計	5,779,268	5,651,477	127,791
沖縄県中城湾港 (泡瀬地区) 臨海部土地造成事業特別会計	0	0	0
沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	0	0	0
合 計	29,327,721	21,180,735	8,146,986

(注) 公営事業のうち宅地造成事業の「沖縄県中城湾港 (泡瀬地区) 臨海部土地造成事業特別会計」及び「沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計」で資金剰余額が生じる場合、地方債残高及び他会計長期借入金資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は 29,327,721 千円の黒字で、前年度と比較すると、「沖縄県中城湾港 (新港地区) 整備事業特別会計」で資金剰余額が 11,963 千円減少したものの、「沖縄県病院事業会計」で資金剰余額が 3,707,466 千円増加したこと等のため、8,146,986 千円増加 (増加率 38.4 %) している。

3 実質公債費比率の状況

(1) 実質公債費比率とは

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減 (△)
11.2 %	11.4 %	△ 0.2

実質公債費比率は 11.2 % で、前年度の 11.4 % と比較して、0.2 ポイント低くなっている。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前 3 か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

実質公債費比率 (3 カ年平均)	=	(地方債の元利償還金) + (準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
		標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
		= (10.82176+11.77728+11.26188) / 3 = 11.2 %

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

(千円)

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
分子 A	34,533,961	35,152,434	32,985,801	32,494,338
分母 B	319,115,867	298,476,619	292,897,899	289,925,572
単年度の比率 (A/B)	10.82176%	11.77728%	11.26188%	11.20782%
実質公債費比率	平成22年度	(3 カ年平均) 11.2%		
	平成21年度		(3 カ年平均) 11.4%	

(注) 単年度の比率は小数点第 5 まで算出し、3 カ年平均の比率は小数点第 2 以下を切り捨てる。

平成 22 年度の実質公債費比率は、平成 22 年度、21 年度及び 20 年度の単年度の比率を平均した結果 11.2 % となり、前年度の 11.4 % と比較して、0.2 ポイント減少している。

(3) 前年度との比較

実質公債費比率（単年度）を前年度と比較すると、「地方債の元利償還金」等が減少したことにより分子の額が減少し、「普通交付税額」等が増加したこと等により分母の額が増加しており、総体的に約1ポイント減少している。

(分子)

(千円)

区 分		平成22年度	平成21年度	比較増減(△)
地方債の元利償還金及び 準元利償還金	地方債の元利償還金	67,171,215	68,885,107	△ 1,713,892
	準元利償還金	6,255,650	5,096,985	1,158,665
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	4,792,533	4,166,652	625,881
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	635,767	657,054	△ 21,287
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	700,109	217,888	482,221
	一時借入金の利子	127,241	55,391	71,850
計		73,426,865	73,982,092	△ 555,227
地方債の元利償還金及び 標準財政需要額から差引くもの	特定財源	5,775,562	6,035,028	△ 259,466
	元利償還金・準元利償還金に係る 標準財政需要額算入額	33,117,342	32,794,630	322,712
	事業費補正により標準財政需要額に算入された公債費	3,511,509	3,438,438	73,071
	事業費補正により標準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る。）	947,161	951,182	△ 4,021
	災害復旧費等に係る標準財政需要額	27,295,548	27,047,556	247,992
	災害復旧費等に係る標準財政需要額（準元利償還金に係るものに限る。）	383,049	434,289	△ 51,240
密度補正により標準財政需要額に算入された準元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	980,075	923,165	56,910	
計		38,892,904	38,829,658	63,246
分子の額		34,533,961	35,152,434	△ 618,473

(分母)

(千円)

区 分		平成22年度	平成21年度	比較増減(△)
標準財政規模		352,233,209	331,271,249	20,961,960
標準税収入額等		96,708,662	99,306,234	△ 2,597,572
普通交付税額		199,419,323	186,261,887	13,157,436
臨時財政対策債発行可能額		56,105,224	45,703,128	10,402,096
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額	33,117,342	32,794,630	322,712
分母の額		319,115,867	298,476,619	20,639,248

4 将来負担比率の状況

(1) 将来負担比率とは

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

平成 22 年度	平成 21 年度	比較増減 (△)
99.3 %	120.0 %	△ 20.7

将来負担比率は 99.3 % で、前年度の 120.0 % と比較して、20.7 ポイント低くなっている。

(2) 算定式

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(将来負担額)} \\ 885,170,759 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(充当可能財源等)} \\ 568,014,976 \text{ 千円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ \text{－ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要算入額)} \\ 352,233,209 \text{ 千円} \end{array} - 33,117,342 \text{ 千円}} = 99.3 \%$$

(注) 将来負担比率については、小数点第 2 以下は切り捨てる。

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

(千円)

区 分	平成22年度	平成21年度	比較増減 (△)
分 子	317,155,783	358,253,120	△ 41,097,337
分 母	319,115,867	298,476,619	20,639,248

(3) 前年度との比較

将来負担比率を前年度と比較すると、「基準財政需要額算入見込額」等の増により分子の額が減少し、「普通交付税額等」が増加したことにより分母の額が増加したことから、前年度と比較して20.7ポイント減っている。

(分子)

(千円)

区 分		平成22年度	平成21年度	比較増減(△)
将 来 負 担 額	地方債の現在高	680,034,164	663,498,894	16,535,270
	債務負担行為に基づく 支出予定額	3,586,409	4,340,040	△ 753,631
	公営企業債等繰入見込額	41,181,941	43,490,158	△ 2,308,217
	組合等負担等見込額	4,374,975	4,507,013	△ 132,038
	退職手当負担見込額	155,220,341	159,262,078	△ 4,041,737
	設立法人の負債額等負担 見込額	772,929	1,200,306	△ 427,377
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合等連結実質赤字額 負担見込額	0	0	0
	計	885,170,759	876,298,489	8,872,270
充 当 可 能 財 源 等	充 当 可 能 基 金	70,370,919	52,503,166	17,867,753
	充 当 可 能 特 定 歳 入	43,240,231	46,761,195	△ 3,520,964
	基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	454,403,826	418,781,008	35,622,818
	計	568,014,976	518,045,369	49,969,607
分子の額		317,155,783	358,253,120	△ 41,097,337

(分母)

(千円)

区 分		平成22年度	平成21年度	比較増減(△)
標 準 財 政 規 模		352,233,209	331,271,249	20,961,960
標 準 税 収 入 額 等		96,708,662	99,306,234	△ 2,597,572
普 通 交 付 税 額		199,419,323	186,261,887	13,157,436
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額		56,105,224	45,703,128	10,402,096
標準財政規模か ら差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準財 政需要額算入額	33,117,342	32,794,630	322,712
分 母 の 額		319,115,867	298,476,619	20,639,248

平成 22 年度沖縄県資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 23 年 7 月 29 日付け総財第 787 号をもって審査に付された平成 22 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記 11 の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

会 計 名	平成 22 年度比率	平成 21 年度比率	経営健全化 基準 (%)
①沖縄県水道事業会計	—	—	20.0
②沖縄県工業用水道事業会計	—	—	20.0
③沖縄県病院事業会計	—	—	20.0
④沖縄県下水道事業特別会計	—	—	20.0
⑤沖縄県中央卸売市場事業 特別会計	—	—	20.0
⑥沖縄県中城湾港（新港地区） 臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0
⑦沖縄県宜野湾港整備事業特別 会計	—	—	20.0
⑧沖縄県自由貿易地域特別会計	—	—	20.0
⑨沖縄県中城湾港（新港地区） 整備事業特別会計	—	—	20.0
⑩沖縄県中城湾港マリン・タウン 特別会計	—	—	20.0
⑪沖縄県中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0

（注）資金不足額が生じていないため、「—」で表示している。

4 審査の意見

審査した上記 11 の公営企業会計の資金不足比率は、資金不足額が生じていないため算定されない。

しかし、沖縄県病院事業会計においては、当年度未処理欠損金（累積赤字）が 214 億 5,400 万円で、依然として多額となっていることから、引き続き経営の健全化に取り組む必要がある。

資金不足比率の概要

1 資金不足比率の状況

(1) 資金不足比率とは

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければならないため（独立採算の原則）、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支（企業の経営状況）を事前に確認する必要がある。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(2) 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

(参考) 1 用語の説明

用 語	説 明
一般会計等	地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもの。
実質赤字額	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費過次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額。 実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼ぶ。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。 なお、地方財政法施行令附則第13条第3項の規定により、平成25年度までの特例として、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれている。
公 営 企 業 (法適用企業) (法非適用企業)	<p>公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。</p> <p>法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）がある。</p> <p>法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）がある。 公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。</p> <p>法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。</p>
資金の不足額	公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本とする。
早期健全化基準	地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。
財政再生基準	地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。
経営健全化基準	地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

(参考) 2 比率算定の対象となる範囲

一般会計等	一般会計		沖縄県農業改良資金特別会計	実質赤字比率		
			沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計			
			沖縄県中小企業振興資金特別会計			
			沖縄県下地島空港特別会計			
	一般会計等に属する特別会計		沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計			
			沖縄県所有者不明土地管理特別会計			
			沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計			
			沖縄県林業改善資金特別会計			
			沖縄県産業振興基金特別会計			
			沖縄県公共用地先行取得事業特別会計			
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に属する特別会計			沖縄県駐車場整備事業会計	連結実質赤字比率
法適用		宅地造成事業以外	沖縄県水道事業会計			
			沖縄県工業用水道事業会計			
			沖縄県病院事業会計			
			沖縄県下水道事業特別会計			
			沖縄県自由貿易地域特別会計			
			沖縄県中央卸売市場事業特別会計			
			沖縄県宜野湾港整備事業特別会計			
法非適用(特別会計)		宅地造成事業	沖縄県中城港湾(新港地区)整備事業特別会計			
			沖縄県中城港湾(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計			
			沖縄県中城港湾(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計			
			沖縄県中城港湾マリン・タウン特別会計			
			一部事務組合		沖縄県離島医療組合	
					沖縄県那覇港管理組合	
			地方公社・第三セクター等			
				沖縄県産業振興公社		
		沖縄県信用保証協会				
		沖縄県農業開発公社				
		八重山魚業協同組合				
		宮古島漁業協同組合				
				将来負担比率		
				資金不足比率		